

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第26号

### 亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第9条の承諾書には、印鑑登録された印を押印し、印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第16条中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に係る添付図書又は書面）

第19条 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。

（1）認定を受けようとする道の敷地となる土地の公図の写し及び登記に関する全部事項証明書

（2）省令第1条の3第1項の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

（3）省令第10条の3第1項各号に掲げる基準に適合することの確認に必要な図書

( 4 ) その他市長が必要と認める図書及び書面

2 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項の承諾書には、印鑑登録された印を押印し、印鑑登録証明書を添付しなければならない。

様式第 14 号及び様式第 15 号中「第 20 条関係」を「第 21 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。